

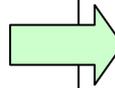
子の養育のための部分休業について、 小学校就学までの延長が実現！

- 労使合意により就業規則が改定されました -

部分休業に関する就業規則改正のポイント

改正前

1. 3歳未満の子の親に適用
2. 30分単位で利用
3. 1時間単位で給与が減額



改正後

1. 小学校就学前の子の親に適用
2. 15分単位で利用
3. 原則として減額されるが、1日15分間の利用に対しては、給与が減額されない（3歳未満まで）

（15分単位の適用に関する2, 3項については、労使協定にもとづき、すでに実施されていた内容が就業規則に盛り込まれました。）

この改正によって、朝や夕方の保育園、幼稚園への子の送り迎えが、小学校就学まで、有給休暇を使うことなく、可能となりました。勤務時間の始めからまたは終わる前の15分間の部分休業については、給与が減額されずに済みます。

組合としては、給与減額の緩和条件など、さらに利用しやすい制度となるよう、法人との話し合いを続ける予定です。

～ 組合の定期大会にいらっしゃいませんか～

・・・日頃の疑問に直接お答えします・・・

9月29日(金) 17時30分～19時 生協食堂にて
活動報告・活動方針・予算・決算が決定されます。
役員の交代が行われます。
終了後、懇親会を行います



・・・残業で大会に間に合わない方も大歓迎！